

行政評価シート(事後評価)

コード (55) 6-2-11	事務事業名 老人保護施設措置事業	所管部課 福祉部高齢者支援課(旧保健福祉部高齢者支援課)
--------------------	---------------------	---------------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的		根拠法令等
	65歳以上(事情のある場合は60歳以上)で環境上の理由と経済的理由により、居宅で生活することが困難な者を、養護老人ホームに入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。		<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等		
	・65歳以上(事情のある場合は60歳以上)で環境上の理由と経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対し、養護老人ホームへの措置を実施する。措置申請、受理、入所等の措置の要否判定(入所判定委員会への依頼) ・措置費支弁基準額の決定、費用の支弁 ・費用徴収額の決定、費用の徴収		
事業開始時期	合併前から	年度	実施形態
			<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	事業費(A)			72,371	77,675	80,786
財源	国庫支出金・都支出金	千円	28,979	7,497		
	地方債					
	内:その他()					
財源	一般財源		43,392	70,178	80,786	88,895
	措置費利用者負担	千円	13,828	13,901	14,112	14,112
	所要人員(B)	人	0.3	0.3	0.3	0.3
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,498	2,456	2,448	2,448
	臨時職員等賃金(C')	千円				
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	74,869	80,131	83,234	91,343
	単位当たりコスト					
	(E)=(D)/(措置人数)	千円	2269	2109	2312	#DIV/0!

評価指標の設定	活動等指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
		措置人員	実績値	人	33	38	36
		実績値	人				
(指標の説明・数値変化の理由 など) 平成17年度については虐待による措置者による増加							
	成果指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	一 次	申請者数	目標値	人			
		実績値	人	3	10	7	
二 次	生活安定度	目標値	人				
		実績値	人				
(指標の説明・数値変化の理由 など)							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	利用者からは施設で快適に生活できているという声を聞く。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	全市同内容で実施している
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

コード (55) 6-2-11	事務事業名 老人保護施設措置事業	所管部課 福祉部高齢者支援課(旧保健福祉部高齢者支援課)
--------------------	---------------------	---------------------------------

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>都から移管されている事業である。 平成18年度より高齢者虐待防止法が施行されたことにより、受け入れ施設として必要不可欠な事業である。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	3			
直接のサービスの相手方	2			
事業内容等の適切さ	3			
受益者負担の適切さ	3			
市民ニーズの把握	2			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>入所判定委員会において引き続き公平、公正さを担保しながら適正な措置判定の仕組みを継続されたい。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	3			
直接のサービスの相手方	1			
事業内容等の適切さ	3			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	2			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本事業については、今後も入所判定において引き続き公平・公正な措置判定を行い、高齢者が自立した日常生活を営めるよう、適切な支援を実施されたい。</p>